



図 都市再生安全確保施設

2-2 その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第19条の13第2項第四号関係）

- ・建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第19条の13第2項第五号関係）

- ・以下の内容について、都市再生緊急整備協議会中之島地域部会を構成する機関との連携を図りながら、以下の内容に取り組むものとする。

2-3-1 事務の実施体制

- ・災害発生から交通機能及び都市機能回復までの応急対応活動を地域で担う組織として、地域内の企業や団体を中心とした自主防災組織（共助組織）の組成をめざす。

2-3-2 災害時に実施する事務の内容

- ・自主防災組織は、災害発生時には地域の災害対策本部を立ち上げ、区対策本部等の関係機関との情報伝達の地域の窓口機能を果たすとともに、地域において必要となる共助的な連携の拠点をめざす。

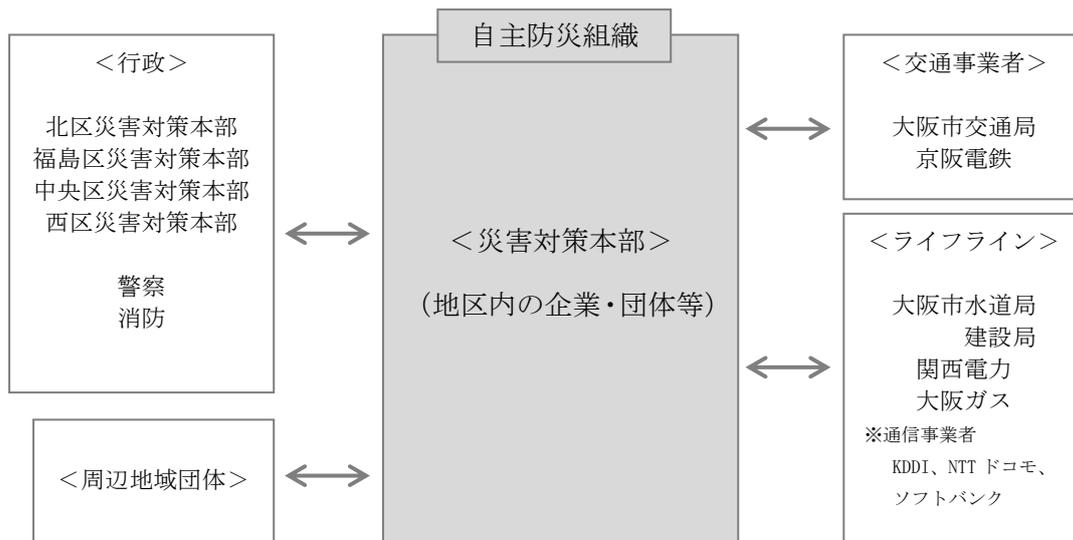


図 災害発生時の応急活動組織（将来イメージ）

2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第19条の13第2項第六号関係）

- ・地域の体制整備（地域における災害対策本部の設置、災害対策本部を中心とした行政や地域内の事業者等との連絡体制・相互支援体制の構築等）を検討する。
- ・情報伝達・共有、退避施設・備蓄倉庫の運営などの地域ルール、対策マニュアル等の整備を検討する。
- ・地域内の企業・団体等が連携した防災訓練（建物の安全確認・情報伝達等の図上訓練／実地訓練）等を実施する。
- ・一時退避場所、退避施設の適切な施設管理を実施する。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

- ・河川水熱利用による地域冷暖房をはじめとするエネルギーの面的利用などを推進することで、災害に強い安全・安心なまちであるBCD（Business Continuity District：事業継続基盤整備地区）を構築し、まちの価値の向上、地域の国際競争力の強化につなげることを目指していく。また、地域内の企業・団体等が策定する事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とも連携した取組みについても検討する。
- ・大災害時に危惧されるビル内での傷病者発生に備え、大阪市地域防災計画の災害医療体制と連携した地域の救護体制の構築を検討する。